

昨年は最低賃金 50 円アップ!

今年も最低賃金アップが

見込まれます!!

今年の最低賃金効力発生日“前”に
活用したい助成金です

《おそれいりますが、経営者様・担当者様にお渡しください／西遠労務協会》

開催日時：7/29（火）13:30～14:30（Zoom）

最低賃金アップ対応で使える 助成金（業務改善助成金）のご紹介

◎賃金アップ+設備投資をした場合に使える助成金です◎

当日は厚生労働省の資料を使い「業務改善助成金」のご紹介をさせていただきます。
ぜひご参加ください。

【 内容 】

- ① 業務改善助成金とは
- ② 対象になる会社
- ③ 助成の対象となる「設備投資」とは
- ④ 助成される金額
- ⑤ 賃金引き上げの注意点
- ⑥ 支給申請の流れ
- ⑦ その他の賃金アップ関連助成金のご紹介

【助成金受給要件イメージ】

例えば・・・

- ① 時給 1,040 円の人を 1,090 円に引き上げ
- ② 機械設備を購入・更新して、生産性向上・作業効率 UP
- ③ 労働者の労働時間が削減できた



【開催日】7月29日（火） 13:30～14:30

【会 場】Zoom 開催

【受講料】無料（顧問先様限定の説明会となります）

顧問先様限定

***** 参加申込書（ファックスをお願いします）*****

資料ご送付の代表メールアドレスをご記入ください：

@

（お名前）

Fax 番号 053-436-1138

（西遠労務協会宛）

フリガナ 貴社名	電話番号
フリガナ ご参加者名 役職	フリガナ ご参加者名 役職

【当事務所での個人情報の取扱いについて】

*お預かりしました個人情報は、以下の利用目的の範囲を超えて利用しません。また、利用目的の範囲内において、配送業者などの第三者に個人情報の取扱いを委託することがあります。
①本セミナーに関するご連絡、②次回以降開催するセミナーのご案内、③事務所便り等当事務所のサービス提供に関するご案内
*参加申込書への個人情報等のご記入は任意ですが、すべての項目へのご記入がない場合、セミナーへの参加受付ができませんのでご了承ください。また、場合によりご記入いただいた内容につきまして確認のご連絡をさせていただくことがあります。
*当事務所でお預かりしました開示対象個人情報に関し、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求等のお求めがありましたら、ご本人様又はその代理人様より、西遠労務協会 個人情報保護管理者（053-436-1033）までご連絡ください。